

第5章

計画の推進

第5章

計画の推進

1 指導者の育成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市民の身近なところで、さまざまな人権に関する課題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。このため、今後とも、指導者研修の内容、方法について、体験的、実践的手法を取り入れるなど、創意工夫を図り、指導者の養成に努めるとともに、市民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

2 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要であるため、今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、保育所・幼稚園、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる資料の整備を推進します。

3 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程であり、幼児から高齢者まで幅広い年齢の、そしてさまざまな立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じて、粘り強くこれを実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの一人ひとりの発達や地域の実情等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校・

地域社会・家庭で人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を有効に活用して取り組みます。

また、人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、新聞等のマスメディアやインターネットなどの新たなメディアを積極的に活用するとともに、憲法週間(5月1日～7日)、人権強調月間(8月)及び人権週間(12月4日～10日)に集中的かつ重点的な取組を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。さらに、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法(例えば各種コンクールやワークショップ、車椅子体験研修など)を積極的に取り入れるとともに市民が身近な問題として、差別や人権について自由に語り、学ぶことのできる明るく、親しみの持てる内容となるよう工夫します。

4 国、府、近隣市町村、関係団体等との連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、京都府、近隣市町村、関係団体及び民間団体との連携が不可欠です。

八幡市においては、京都府をはじめ民間団体を含む12団体で構成する京都人権啓発推進会議や山城地域の行政機関で構成する山城人権啓発協議会、京都地方法務局を中心とした城南人権擁護委員協議会などを通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、さまざまな人権教育・啓発活動を展開しています。

さらに、NPO等による住民の自発的な社会貢献活動は、これからの地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、「京都府社会貢献活動の促進に関する条例」の趣旨を踏まえ、NPO等が活動しやすい環境の整備に努めるとともに、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進します。

憲法週間

日本国憲法が施行された5月3日を記念日とする憲法記念日を中心とした5月1日から7日までの1週間。

ワークショップ

もともとは「作業場」「工房」などの意味。WORK(身体を動かす)+SHOP(自分で作ったものを公開する場)つまり参加者が主体的に活動しながら問題意識を高め、多くの人々と積極的に交流することによって、自分自身の中に新しい「気づき」を得るための場のこと。受け身の講義形式とは異なり、参加者自ら積極的に問題意識を持って参加することが望まれている。

京都府人権啓発推進会議

同和問題などあらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進するため、京都府・京都市・府教育委員会・市教育委員会・府市長会・府町村会・府人権擁護委員連合会・京都商工会議所・府商工会連合会・府中小企業団体中央会・府農業協同組合中央会・府社会福祉協議会の12団体により984年に設立。

山城人権啓発協議会

山城地区市町村連絡協議会会員(向日市・長岡京市・宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・大山崎町・久御山町・井手町・宇治田原町・山城町・木津町・加茂町・笠置町・和束町・精華町及び南山城地域の山城地域17市町村)などで構成。山城地域における人権意識の高揚を図り、21世紀を真の人権確立の世紀にしていくため、必要な広域事業を行う。

城南人権擁護委員協議会

宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・久世郡・綴喜郡・相楽郡の区域に属する人権擁護委員で組織され、京都府人権擁護委員連合会の会員。京都地方法務局宇治支局内に事務所を置く。

京都府社会貢献活動の促進に関する条例

2003年11月1日施行。社会貢献活動の促進についての基本理念を示すとともに、府の責務と府民、社会貢献活動団体及び企業の果たすべき役割を明らかにし、社会全体で社会貢献活動を促進することを目的として制定された条例。

